

# 2012 CA KART RACE

2012 CAカートレースシリーズ

特別規則書

2012、1、21

CIRCUIT AKIGASE

# 2012年CAカートレースシリーズ

## 特別規則書

本大会は、F I A国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則、それに準拠した2012年J A F国内競技規則、J A F国内カート競技規則とその付則、2012年度SLカートミテイング規則規定、2012年度東日本ジュニアチャンピオンカップ規定および本大会特別規則に従って開催される。

### 第1章 総則

#### 第1条 競技会の名称

2012 C Aカートレース (第1種競技車両)

#### 第2条 競技種別

第1種競技車両によるスプリントレース

#### 第3条 競技会格式

- |                                      |               |     |
|--------------------------------------|---------------|-----|
| 1) COMER60 フレッシュマン                   | ※JAF 公認競技会対象外 | 全6戦 |
| 2) COMER60 エキスパート                    | ※JAF 公認競技会対象外 | 全6戦 |
| 3) YAMAHA カデットオープン (YAMAHA TRY カデット) | ※JAF 公認競技会対象外 | 全6戦 |
| 4) S ジュニア (YAMAHA TIA ジュニア)          | クローズド         | 全6戦 |
| 5) スーパージュニア                          | クローズド         | 全6戦 |
| 6) S フレッシュマン                         | クローズド         | 全6戦 |
| 7) S エキスパート (YAMAHA TIA)             | クローズド         | 全6戦 |
| 8) AKIGASE SS                        | クローズド         | 全6戦 |
| 9) YAMAHA SS                         | クローズド         | 全6戦 |
| 10) YAMAHA スーパーSS                    | クローズド         | 全6戦 |

※略称としてジュニア：J r フレッシュマン：F エキスパート：E X Pと表記する

#### 第4条 開催場所及び日程

- 開催場所 : サーキット秋ヶ瀬 (608m) 埼玉県さいたま市桜区上大久保 1099
- 開催日程  
第1戦 2月26日 (日)  
第2戦 4月15日 (日)  
第3戦 6月24日 (日)  
第4戦 8月19日 (日)  
第5戦 10月7日 (日)  
第6戦 12月9日 (日)

※第6戦は東日本ジュニアグランドチャンピオン大会Wタイトル開催

#### 3) オーガナイザー及び競技会事務局

(有)サーキット秋ヶ瀬

〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保 1099 TEL 048(855)7862 FAX 048(854)8280

#### 第5条 大会競技役員

公式プログラムに記す。

#### 第6条 競技クラス区分

別表1参照

### 第2章 参加者申込み

#### 第7条 参加定員

- 参加受付台数は、各クラス先着42台までとし、それを超えた場合は大会事務局にて抽選とする。ただし、予選、決勝ヒートの最大グリット数は24台とする。参加申込みに対する抗議は一切受けない。
- 各クラス参加申込み締め切り時点で、参加台数が5台未満の場合は当該クラスを不成立とする場合がある。不成立となった場合、参加料は、全額返金される。
- F、E X Pのクラス区分があるクラスについてどちらかのクラスの参加台数が10台に満たない場合で合計台数がフルグリットを下回る時に混走別賞典としてレースを開催する場合がある。なお、周

回数については上位クラスの周回数にて開催する。

## 第8条 参加資格

### 1) エントラント

2012年度有効なJAFエントラントライセンスを所有することが望ましい。

### 2) ドライバー

クラスごとに有効な必要ライセンス区分および年齢制限（当該年度）は以下の通りとする。

#### ①COMER60-F（5歳～）

SLゲットメンバーズカード取得者。もしくは親権者がSLメンバーズカード会員、および2012年SL手帳所者または、JAFカートドライバーライセンス取得者

#### ②COMER60-EXP（6歳～）

SLゲットメンバーズカード取得者。もしくは親権者がSLメンバーズカード会員、および2012年SL手帳所持者または、JAFカートドライバーライセンス取得者。

#### ③YAMAHAゲットオープン ※YAMAHA TRYゲット（小学2年生以上）

SLゲットまたはSL-Bメンバーズカード取得者、10歳未満は親権者もSLメンバーズカード会員であること。2012年度SL手帳所持者

#### ④Sジュニア ※YAMAHA TIAジュニア（小学5年生～中学生）

SLゲットまたはSL-Bメンバーズカード・2012年度SL手帳所持者

#### ⑤スーパージュニア（小学5年～中学生）

:SLメンバーズカード・2012年度SL手帳

#### ⑥Sフレッシュマン（小学6年生以上）

:SLメンバーズカード・2012年度SL手帳

※YAMAHA TIAフレッシュマン

#### ⑦Sエキスパート（小学6年生以上）

:SLメンバーズカード・2012年度SL手帳

※YAMAHA TIA

#### ⑧AKIGASE SS（小学6年生以上）

:SLメンバーズカード・2012年度SL手帳

#### ⑨YAMAHA SS（小学6年生以上）

:SLメンバーズカード・2012年度SL手帳

#### ⑩YAMAHA スーパーSS（30歳以上）

:SLメンバーズカード・2012年度SL手帳

3)ピットクルー : ドライバー1名につき2名までとする。

## 第9条 参加申し込み受付期間

1)競技会開催日より1ヶ月前から5日前締切日までに現金書留郵便または事務局に持参。

チーム（クラブ）単位によるFAXエントリーも受付ける。

4日前と3日前の受付もするが、延滞遅延手数料¥2000が必要となる。

2)申し込みに必要な書類

①参加申込書

②競技会参加に関する誓約書 ※参加申込書裏面に記載

③車両申告書 ※当日車検時提出

3)参加料・ピット登録料（消費税を含む）

① COMER 60-F

¥9,000（ドライバー保険料含む）

② COMER 60-EXP/S-F/AKIGASE SS

¥10,000（ドライバー保険料含む）

③ S-Jr/YAMAHAゲットオープン/ S-EXP /

YAMAHA SS/YAMAHA スーパーSS

¥12,000（ドライバー保険料含む）

4)ピットクルー登録料1名

¥1,000（保険料含む）

## 第10条 参加の受理と拒否

- 1) 参加申込者に対して、大会事務局より参加の受理又は拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料は返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り止めたものには参加料は返還されない。

## 第11条 シャシー及びエンジン、タイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは別表1に準じた国内市販品とし、車両申告書に登録し、かつ車両検査に合格したもののみが使用できる。登録、使用できる数は次の通りとする。

YAMAHA がジェットオープンクラスの使用シャシーは、SLO 認定車両のみとする（2012SL 手帳参照）

シャシー:1台 エンジン:2基 タイヤ:ドライ ⇒1セット ウエット⇒1セット

## 第3章 エンジンおよびカートに関する事項

### 第12条 エンジン、キャブレター、インレットサイレンサー規定

エンジン規定は、下記の通りとする。

- 1) COMER 60-F、EXP クラスは、東日本ジュニアグランプリ杯大会車両規定に準ずる。
- 2) YAMAHA がジェットオープン、Sジュニア、YAMAHA エキスパートおよびフレッシュマン、YAMAHA SS/スーパーSSは、2012 SL カートミーティング規則書に準ずる。AKIGASE SSはYAMAHA SSに準ずる。

### 第13条 カート

- 1) 全クラスの車両はオーガナイザーの指定したトランスポンダーをオーガナイザーの指示した方法で取り付けなければならない。
- 2) ナンバープレートは、前年度CAカートレースにおいて各部門シリーズランキング1位から5位の者に対して、順位と同一の競技番号を赤ベース 白文字のゼッケンに指定する。  
なお、前年のCAカートレースの各部門で1位から5位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号となる。
- 3) 前後ナンバープレートは各クラス、指定されたベース色、文字を付けなければならない。またゼッケンベース、文字とも参加者が用意することとする。

クラス	ベース	文字
コマー60-F	白	黒
コマー60-EXP	青	白
YAMAHA がジェットオープン	黒	白
S-Jr	黄	黒
S-F/AKIGASE SS	白	黒
S-EXP	緑	白
スーパー-jr/YAMAHA SS	黄	黒
YAMAHA スーパーSS	黒	白

- 4) 7条3項により混走のクラスが生じた場合、フレッシュマンクラスとエキスパートクラスが混走となる場合はエキスパートクラスの車両番号、が優先される。この場合のゼッケンシールは主催者側が配布する。

### 第14条 公式車両検査

- 1) 「カート競技会参加に関する規定」第3章12条に基づき、車両検査が行われる。この際、非合法的な部分があり、それが技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中それに関する疑義が生じた場合、旗の指示を受ける場合がある。
- 2) 車両検査の日時及び場所は公式通知にて知らされる。
- 3) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装に関しても、「カート競技会参加に関する規定」12条において、技術委員の検査を受けなければならない。また、以下のものは競技中携行又は着用しなければならない。（ドライバーライセンス、競技用スーツ、ヘルメット、グローブ、シューズ、健康保険証）
- 4) 「カート競技会運営に関する規定」第31条、32条に基づきレース後公式通知で定められた場所で計量が行われる。重量を満たすために、バラストをつむ必要がある時は、全て固形材料を用い、車体にボルト、ナットで取り付けなければならない。

- 5) 音量規制については、「JAF国内カート競技車両規則」第23条によるものとし、78db(A)+3dbを超えるものについてはタイムトライアルのタイムにのみ、下表の時間を加算し各ヒートへのペナルティーは科さない。

音量	タイムトライアルに以下のタイムを加算
81.5db以上82.0db未満	0.25秒
82.0db以上82.5db未満	0.5秒
82.5db以上83.0db未満	1秒
83.0db以上83.5db未満	2秒
83.5db以上84.0db未満	4秒
84.0db以上	レースより除外

#### 第15条 装備

- 1) ドライバーは有効なCIKまたはJAF公認を受けたレーシングスーツの着用が義務付けられる。
- 2) 小学生以下についてはネックガード、リブプロテクターを必備とする。いずれも外れた場合にはオレンジボール旗が提示される。

### 第4章 大会開催に関する事項

#### 第16条 タイムスケジュール

受付、車検の時間などは前日までに案内する。以後のスケジュールは当日発表する。

#### 第17条 公式練習

「カート競技会運営に関する規定」第23条、24条に基づき公式練習を行う。ただし、ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。但しマー60-F/EXPクラスはオフィシャルの援助を受けられる場合がある。

#### 第18条 タイムトライアル

- 1) すべてのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとする。
- 2) タイムトライアルは以下のいずれかの方法で行う。
  - ①ゼッケン順で1周のタイム計測。
  - ②各クラス規定時間内分間のタイム計測。(時間はプログラムにて発表)
- 3) 規定時間のタイム計測の場合、その時間内でのベストラップを採用する。  
タイムトライアルの開始は練習走行時間終了後、コントロールラインでの日章旗の指示によって開始される。タイムトライアル開始後のピット作業は禁止とし、ピットインした車両はリタイヤとし再スタートはできない。ベストラップが同タイムの場合はセカンドタイムを採用する。タイムアタックの際、当該クラスの出走台数がオーガナイザー定めた出走台数を超えた場合、グループ分けを行いグループに関わらずタイム順にグリッドを決定する。グループ分けは公式通知にて発表する。ただし、天候の急変等により、一方のグループのトップタイムが他方グループのトップタイムの105%を超えた場合は、AグループをIN側、BグループをOUT側とする。
- 4) その他の方法で行う場合は公式通知にて発表する。

#### 第19条 レースの方法

レースは予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。AKIGASE SSクラスは決勝のみ2レース行う。参加台数がフルグリッドを超える場合には他クラス同様のレース方法に変更する場合がある。その場合には公式通知にて発表する。

## 第20条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのスタートポジションはタイムトライアルの順位による。予選ヒートの結果に基づき決勝ヒートのスタートポジションを決定する。
- 2) オーガナイザーが決定するグリッド数を超える出場台数があった場合は、予選を2グループに分けておこなう。予選を2グループに分けて行う場合はAグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループをタイムトライアル偶数順位とし、予選の結果、両グループ予選ヒートの成績上位から9台を決勝出場者と決定し、これ以下のものは予選落ちとなる。
- 3) 周回数
  - ・COMER 60-F : 10周
  - ・COMER 60-EXP、AKIGASE-SS レース1 及び S-F クラス : 12周
  - ・YAMAHA ガジェットOP、S-Jr、スーパーJr、S-EXP、YAMAHA SS、スーパーSS : 15周

## 第21条 セカンドチャンスヒート

- 1) 前条20条の予選ヒートを通過しなかった者は、予選ヒートの成績順にセカンドチャンスヒートに出場し、セカンドチャンスヒートの成績上位6名は決勝ヒートに出場する資格を得ることができる。
- 2) セカンドチャンスヒートの周回数は、各クラス6周とする。

## 第22条 決勝ヒート

- 1) 予選ヒート、セカンドチャンスヒートを通過したドライバーのみで行う。
- 2) グリッドは予選ヒートの結果順による2列のカートからなる。グループ分けを行った場合はAグループをIN側、BグループをOUT側としセカンドチャンスヒート選出者は、1次選出後方に着順でグリッドを決定する。AKIGASE SS クラスにおいては決勝1レースはタイムトライアルの順位によってグリッドを決める。決勝2レースは決勝1レースのファステストラップの順位によってグリッドを決定する。
- 3) 周回数
  - ・コマー60-F : 12周
  - ・コマー60-EXP、AKIGASE-SS 及び各Fクラス : 15周
  - ・YAMAHA ガジェットOP、S-Jr、スーパーJr、S-EXP、YAMAHA SS、スーパーSS : 18周

## 第23条 スタートの方法

### ローリングスタート (コマー60-F以外の全クラス)

- 1) スタートラインの25m手前に引いてあるイエローラインを自分のカートが通過するまでは加速を禁止する。これに違反した場合はペナルティーが課せられる。
- 2) フォーメーションラップ開始後、レッドライトが点灯され隊列が整ったと判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行う。更に1周行う場合にはレッドライトの点灯を続ける。
- 3) ローリング中に自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任である。ローリング中に停止した場合は全車両が通過するまでは再スタートを試みてはならない。再スタート後、隊列の最後尾につき自分のグリッドに戻ってはならない。先頭車両が自分を追い越して行くであろうと予期して隊列の前から自分のグリッドに戻ってはならない。この場合には、ドライバーに黒旗が振られ失格となる。停止することなく隊列の最後尾につき自分のグリッドに戻ってはならない。その場合、当該ドライバーに対して白地に赤×印の表示板で示す場合がある。
- 4) ポジションに再度つくため、レース使用されるコース以外を走行することは禁止する。
- 5) スタート後、先頭車両が1周するまでにスタートラインを超えない車両はそのヒートに出走できない。
- 6) ローリング中に各ドライバーは、オーガナイザーが定める区間での追い越し及び割り込みを禁止する。

### スタンディング (コマー60-F)

- 7) 信号燈によるスタンディングスタートを採用する。「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第7章に従う。
- 8) 参加者はコース上スターティンググリッドに、手押しで車両をつける。
- 9) 全車グリッドについての時点で緑旗により、1周のフォーメーションラップを行う。

- 10) フォーメーションラップ終了後、再度全車グリッドにつきエンジンを停止する。ポジション確認後、エンジン始動。点灯しているレッドライトが3～5秒後に消灯してスタート合図を行う。
- 11) スターティンググリッドにてスタートできないドライバーは両手を頭上に高く挙げ後方のドライバーに知らせなければならない。
- 12) フォーメーションラップおよびスタートできなかったドライバーは全車スタート後、ピットレーンに車両を移動しピットクルーの援助によりスタートすることができる。但し、コースインについてはオフィシャルの指示に従うものとするがスタート後、先頭車両が1周するまでにスタートラインを超えない車両はそのヒートに出走できない。
- 13) 不正スタート（ジャンプスタート）があった場合は、競技長はスタート進行を中断するか、もしくはその競技会をスタートした後に、ドライバーに対しペナルティーを課することができる。

#### 第24条 信号機

「JAF国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第13条に従うこと。

#### 第25条 給油

レース中の給油は禁止とする。

#### 第26条 レース終了

レースの着順1位のものがフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過しものに対してチェッカーフラッグが振られる。

#### 第27条 完走

チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の1/2以上を完了していること。

#### 第28条 レースの中断

- 1) 「JAF国内カート競技規則」カート競技会の運営に関する規定第9章35条（レースの中断）に従う。
- 2) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行ってはならない。
- 3) ピットレーンで作業中の車両に対しても上記2)が適用され、グリッド上に戻れない車両については、ピットスタートとなり最後尾につくものとする。
- 4) グリッドでの燃料の補給は禁止される。

#### 第29条 車両保管及び再車検

- 1) レース終了後、全車車両保管及び再車検を行う。
- 2) 車両保管の時間はレース終了後30分以上とし、所定の場所で行う。車両保管解除後、エントラントが車両を速やかに引き取らなければならない。
- 3) 技術委員長は、スタートしたすべての車両に対して検査を行う権限を持ち、技術委員長から検査の指示があった場合は、エントラント又はその代理人が責任を持って車両の分解及び、組み立てを行わなければならない。ただし、関係役員、エントラント及びドライバー以外は検査に立ち会うことは出来ない。
- 4) 本条項の検査に応じない場合は、失格とする。
- 5) 上記条項の違反者には、大会審査委員会の決定するペナルティーを与える。

#### 第30条 ピット及びピットクルー

- 1) ピットインする場合は、ピットロードは徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これを違反した場合は当該ヒート失格となる。
- 2) ピットエリアにて作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーとそのピットクルーのみとする。
- 3) ピットクルーの行為については「カート競技会参加に関する規定」第18条に基づくが、レース中においてはドライバーの直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則違反で当該ドライバーに対して、黒旗を提示する場合がある。

- 4) ピットエリアにおいて火気及び発火物の使用は禁止される。また、消火器の携行を義務づける。  
[4型(1.2kg以上)・使用期限有効なもの]
- 5) レース中にピットパス(クレデンシャル)を付けていないものは、ピットエリア及びコースエリアに入ることが出来ない。

### 第31条 ピットサイン

走行中のドライバーに対し、ピットクルー1名に限り、ピットサインを送ることが出来る。

### 第32条 順位の決定

レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。

- 1) チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けたもの。)
- 2) チェッカーを受けない完走者(規定周回数の1/2は走行したが、チェッカーを受けなかったもの。)
- 3) 未完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2を走行していないもの。)同周回の場合は、その周回を先に完了(フィニッシュラインを通過)したものを優先する。

### 第33条 抗議

- 1) 「JAF国内カート競技規則」第13章に基づき、書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。
- 2) 技術委員または、車両検査員の決定に対する抗議は決定直後とする。
- 3) 競技中の過失、または反則に対する抗議はその競技終了後30分以内とする。
- 4) 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- 5) 抗議料は、20,300円(消費税込み)とする。但し、コマ60-F、コマ60-EXP、YAMAHA カブッtopクラスにおいて抗議は一切認めない。

### 第34条 成績決定及び賞典

- 1) 最終成績は決勝ヒートの順位により決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われる。
- 3) 賞典の内容は、1~6位に正賞及び副賞を与える。AKIGASE SSはレース1、レース2それぞれの上位3名に正賞及び副賞を与える。5台の場合は上位1名のみとする。
- 4) 決勝出場台数が少ない場合、賞典を以下のように制限する。

5台	6台~7台	8台~9台	10台~11台	12台以上
1位のみ	3位まで	4位まで	5位まで	6位まで

- 5) 賞典の対象は決勝レースで完走したものに限る。
- 6) シリーズ表彰対象はコマ60-EXP、YAMAHA カブッtop、S-Jr、スーパーJr、S-EXP、YAMAHA SS、スーパーSSとし決勝ヒートの完走者に以下のシリーズポイントを与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

最終戦は上記ポイントの1.25倍(四捨五入)とする。

- 7) AKIGASE SSクラスには以下の順位に応じたENJOYポイントを与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位
10	8	6	5	4	3

7位以下の順位には参加2ポイントに参加ポイントとして与える。

また各ヒートにおけるファステストラップ記録者には3ポイントを与える。

年齢に応じて下記の係数にて順位ポイントが変動する。

40歳以上: 1.25倍、50歳以上: 1.5倍

- 8) シリーズ表彰対象クラスはシリーズ80%以上レースが成立した場合、シリーズ上位5名を表彰する。表彰対象者には参加台数に応じて無料走行券が贈呈される。また、SLシリーズ対象クラス(YAMAHA TIA Jr、YAMAHA TIA、YAMAHA SS、スーパーSS)シリーズチャンピオンには、KT100エンジンを贈呈される。

AKIGASE SSクラスはシリーズ80%以上レースが成立した場合に年間上位3位までのENJOYポイント獲得者に賞典を与える。

- 9) シリーズ表彰対象の各クラス並びにAKIGASE SSは獲得ポイント全6戦中5戦を有効とする。

- 10) 同点の場合、上位入賞回数の多い者が上位となる。
- 11) 9 項でも決定できない場合は最終戦の順位で決定する。
- 12) 10 項でも決定出来ない場合はポイント獲得の早い順で決定する。
- 13) YAMAHA ゲットオープンについては YAMAHA ゲット規定対象となる車輛を使用したものを S L シリーズ、YAMAHA TRY ゲット表彰対象とする。
- 14) S-Jr については S L 規定対象となる車輛を使用したものを S L シリーズ、YAMAHA TIA Jr 表彰対象とする。
- 15) S-EXP については S L 規定対象となる車輛を使用したものを S L シリーズ、YAMAHA TIA 表彰対象とする。

### 第 3 5 条 ウェイトハンデ制

2012 年シーズンはウェイトハンデ制を適用しない。

### 第 3 6 条 自動計測装置 (トランスポンダー)

- 1) 主催者が自動計測装置を用意している場合は、参加者は出走時までに車両にこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、当該車両及びドライバーの出走を認めない。
- 1) 自動計測装置の配布は車検時に行い、返却については各レース終了後 1 時間以内とする。

### 第 3 7 条 広告に関する事項

ゼッケンプレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは次のものに対して抹消する権限を有し、かつ参加者はこれを拒否することが出来ない。

- a. 公序良俗に反するもの。
- b. 政治、宗教に関するもの。

### 第 3 8 条 ペナルティー

- 1) レース中はコースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされペナルティーの対象となる。
- 2) 走路審判員が反則又は、妨害行為とみなしたものについてはペナルティーを課す。更に、その行為が 2 回以上に及ぶ時は失格とする。
- 3) ドライバーサインは以下の通りとし、これを怠ったものに対してはペナルティーを与える場合がある。(1) コース上で停止した場合には、両手を頭上に高く挙げる。(2) ピットインピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。(3) ミススタート旗が示された場合は、片手を頭上に上げ、スピードダウンし元のローリングのポジションに戻るものとする。
- 4) 大会競技中の違反に対するペナルティーは、競技長が大会審査委員会に諮って大会審査委員会によって決定される。
- 5) 審査委員会は、状況に応じて罰則を軽減したり強化することが出来る。

### 第 3 9 条 コース復帰及び、リタイヤ

- 1) 公式練習、タイムトライアル及びレース中 (ローリング中を含む) に停止した場合は他を妨害することなく、自力で発進できる場合のみ、レースに復帰できるものとする。但しコマーケはオフィシャルの援助を受けられる場合がある。
- 2) 公式練習、タイムトライアル及びレース中 (ローリング中を含む) にリタイヤしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、ヒートが終了するまで近くのポストで待機すること。

### 第 4 0 条 「カート競技会組織に関する規定」

第 6 条に基づきオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止又は取り止めることが出来る。イベントの全部を中止あるいは 24 時間以上延期する場合は、エントリーフィーは全額返還される。ただし、保険料は返還されない。なお、エントリー及びにドライバーは、これによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。なお、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、イベントの内容を変更する権限も合わせて持つものとする。これに対する抗議は認められない。

## 第5章 その他の一般事項

### 第41条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両およびその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー、及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承しなくてはならない。

### 第42条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピットクルーは参加申し込み用紙に記載された、誓約書に署名、捺印しなければならない。

### 第43条 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については事務局あてに質疑申し立てが出来る。これに対する回答は、大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

### 第44条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピットクルーを選択することが出来る。  
大会スポンサーの広告を参加車両に添付させることが出来る。
- 2) やむを得ない理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名登録又は変更について大会審査委員会承認のもと許可することが出来る。
- 3) すべての参加者、ドライバー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真、映像等、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することが出来る。
- 4) レース運営、進行の妨げになるような行為を行ったドライバー（ピットクルーを含む）に対してペナルティーを課すことが出来る。

### 第45条 保険

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」第11章第34条により、競技会に参加するドライバーならびにピット要員は下記のオーガナイザーが付保するカート競技に有効な保険を含めドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピットクルーに対しては500万円以上の有効な保険に加入している事を大会事務局に申告すること。
- 2) オーガナイザーの付保する保険の他に保険に加入することを推奨する。
- 3) オーガナイザーが競技会に参加するドライバー並びにピット要因に付保するカート競技に有効な保険の保険金額は被保険者1名に対して次のとおりとする。  
ドライバー保険金額普通条件100万円  
ピットクルー保険金額普通条件100万円
- 4) 事故日から180日以内に死亡した場合、保険額全額（普通条件）が支払われる。
- 5) 事故の日から180日以内に体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、その程度に応じて保険金額（普通条件）の下記割合で支払われる。

1 終身自由を行うことができない場合：100%	9 片方の耳が聞こえなくなった場合：30%
2 両方の目が見えなくなった場合：100%	10 片方の耳をなくした場合：3～15%
3 腕または足（関節より上部）をなくした場合 60%	11 片方の手の人差し指をなくした場合：8%
4 両方の耳が聞こえなくなった場合：80%	12 足の親指をなくした場合：10%
5 ソシヤクまたは言語の機能をなくした場合 100%	13 親指、人差し指以外の手の指を1本なくした場合：10%
6 片方の眼が見えなくなった場合：60%	14 親指以外の足の指を1本なくした場合：5%
7 鼻をなくした場合：15～30%	
8 片方の手の親指（指関節より上部）をなくした場合：20%	

上記の各号に該当しない不具廃疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に棄損された程度に応じて、上記各号の区分に応じて50%以内で保険金が支払われる。
- 6) 傷害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するときに支払われる保険金で平常の業務に従事することができるようになるまで1日について、入院の場合は2,000円、通院の場合は1,000円が支払われる。

入院保険金が支払われる場合で、事故日から 180 日以内に怪我の治療を目的に手術を受けられたとき  
〔入院保険金額〕×〔手術の種類に応じて定められた倍率〕（10 倍、20 倍、40 倍）

- 7) 入院保険金の支払いは 180 日を限度とする。
- 8) 通院保険金の支払いは 90 日間を限度とする。
- 9) 事故による傷害について後遺傷害保険金と重ねて支払われる場合は合算額が支払われる。
- 10) 入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添いを必要と認めた期間に職業付添者（入院先の病院、診療所と雇用関係にある者を除く）を雇い入れたとき〔入院保険金額〕×50%×付添者の雇用日数（180 日が限度）
- 11) 健康保険、労災保険市その他の給付には関係なく保険金は支払われる。
- 12) 保険請求について必要な書類は以下の通り。
  - a. 傷害の程度を証明する所定の医師の診断書。 傷害事故の場合
  - b. 全治した時の医師の治癒証明書。 傷害事故の場合
  - c. 死亡診断書および戸籍謄本 死亡事故の場合
  - d. 競技長の事故確認書 傷害、死亡共